

令和6年度 事業計画

令和5年度を振り返ると、4年間にわたり世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類相当から5類へと引き下げられ、様々な場面で社会経済活動が正常化に向けて着実に歩みを進めた年となったが、コロナ禍による生活習慣の変化、さらに燃料価格や原材料費の高騰、円安の進行と、生活衛生業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

以上のことから、令和6年度は、相談指導事業を中心に各種関連事業をより積極的に推進するとともに、専門家等を活用した全国生活衛生営業指導センターの委託事業も導入することにより、生衛事業者への相談支援体制を構築し、アフターコロナに向けた新たなスタートアップを支援するべく以下の諸事業を実施する。

1 生活衛生営業経営相談・指導事業

(1) 生活衛生営業相談室の開設

① 運営方針

- ア 指導センター内に常設し、営業者及び消費者、利用者からの相談及び苦情等に関する相談業務を行う。
- イ 相談は無料とし、秘密は厳守する。
- ウ 相談は長野県、生活衛生同業組合、商工会議所等と緊密な連携を図り、弁護士、税理士、中小企業診断士、関係行政機関、関係諸団体の協力を得て実施する。
- エ 相談業務は、休日を除く午前9時から午後4時までとする。

② 業務内容

- ア 生衛業者に対する衛生水準の遵守及び経営上必要な融資、税務、経営及び行政による支援制度等に関する相談指導・情報提供
- イ 消費者、利用者の苦情等に関する相談

(2) 地区生活衛生営業相談室の開設

① 運営方針

- ア 開設日及び場所は、次頁別表のとおりとする。
- イ 上記のほかは、(1)生活衛生営業相談室と同内容とする。

② 業務内容

生活衛生営業相談室と同内容とする。

(別表)

地区	日	時（原則）	場 所
中信	第1水曜日	午後1時～3時（予約制）	松本商工会議所相談室 松本合同庁舎
	第3月曜日 （休日の場合は翌日）	〃（予約制）	
東信	第2月曜日 （休日の場合は翌日）	午後1時～3時（予約制）	上田合同庁舎
南信	第4月曜日	午後1時～3時（予約制）	伊那合同庁舎 飯田合同庁舎
	（休日の場合は翌日）	偶数月 奇数月	
北信	指導センターにて随時相談指導を行う		

・開設日及び会場は、相談者の都合により変更する対応を行う。

(3) 生衛業特別指導事業

- ① 経営環境の著しい変化、新しく発生する諸問題に対応するため、経営特別相談員の協力を得て専門的な指導を行う。
- ② 生活衛生同業組合と日本政策金融公庫による融資に係る合同連絡会議を開催する。

(4) 「何でも相談会」への参加

各商工会議所が主催する「何でも相談会等」へ相談員を派遣する。

2 苦情処理事業

消費者・利用者からの苦情相談に応じ、関係行政機関、生活衛生同業組合等と連携して円滑な解決を図る。

3 研修事業

(1) 経営特別相談員研修会の開催

時期 令和6年11月 (予定)
場所 長野又は松本地区 (未定)
目的 任用予定者、再任予定者及び現任者の知識習得と資質の向上を図る。

(2) 「信州経営塾」の開催

各生活衛生同業組合が抱える課題に対処するため、生活衛生同業組合と連携した研修会を開催する。計画策定にあたり各生活衛生同業組合へ開催の要望を募る。

4 広報事業

毎月、広報誌「フレッシュ生衛信州」を発行（HPにアップ）し各種情報の提供を行う。

5 分野調整関係事業

大手企業の進出、異業種からの新規参入による地元業者との紛争事例が生じた場合は、当事者間の自主解決の促進を図るため相談指導を実施する。

6 情報化整備事業

情報化の急速な進展に対して、生衛業への支援活性化に資するため、ホームページを充実し、国・県による新たな支援策や日本政策金融公庫による融資制度等、役立つ情報や生活衛生同業組合の活動状況等を効率的に提供する。

7 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店及び一般飲食店の標準営業約款制度について、消費者への周知と登録の促進を図るため、関係生活衛生同業組合、全国生活衛生営業指導センター及び消費者団体と連携し、登録業務の推進を図る。

(1) 広報事業

標準営業約款の登録の促進と普及を図るため、「標準営業約款普及登録促進月間：令和6年11月1日～11月30日」を設け、PR活動を集中的に実施する。

(2) 標準営業約款推進長野県協議会

関係生活衛生同業組合及び消費者団体との連携強化を目的として、10月下旬に長野市において開催する。

(3) 制度改善

登録店がメリットを実感でき、利用者も満足感が得られるような制度に向けての改革を行うよう、機会をとらえ全国生活衛生営業指導センターへ働きかける。

8 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する認識・理解を向上させることにより、生衛業が直面している後継者不足という課題緩和を図ることを目的に、生衛組合にて実施する小学生、中学生及び高校生等を対象としたインターンシップ（店舗受入型、出前講座型）事業を広報面（案内冊子の発行）及び財政面（補助金交付）から支援する。

9 全国生活衛生営業指導センター委託事業

(1) クリーニング師研修等

クリーニング業法に基づきクリーニング師、同業務従事者の知識の習得と資質の向上及び公衆衛生の確保のため、次のとおり研修会及び講習会を実施する。

① 受講対象者

- クリーニング師 令和3年度に受講した者等
- 業務従事者 令和3年度に受講したクリーニング所等

② 実施期間

令和6年9月～11月

③ 実施会場

- 研修会（クリーニング師） 中信、南信、東信、北信
- 講習会（業務従事者） 同上

④ 2型（通信教育）の対象者

受講対象者のうち、各地区の研修会への出席が困難な者については、2型（通信教育）により実施し、受講しやすい環境を整備する。

(2) 景気動向等調査

生衛業の設備投資動向並びに景気動向等を短期的に把握すること及び日本政策金融公庫に対する資金需要の動向を把握することを目的とする調査事業を実施する。

- 調査数 280件（四半期毎 70件）
- 調査員 経営指導員及び経営特別相談員

(3) 経営支援緊急対策事業

当センターにおいて専門家チームを編成することにより、コロナ禍や物価高等により経営面に深刻な影響を受けている生衛組合員からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設する。

(4) デジタル化推進・支援体制構築事業

生衛業の営業者のデジタル化をサポートし、事業の効率化・高付加価値化等を図ることを目的として、理論研修の受講促進、及び地域生衛業者を対象とした実店舗研修等を実施する。

(5) 衛生水準の確保・向上事業

生衛組合の周知広報や組合活性化のための取組を、11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」を中心に実施する。

10 諸会議の開催

理事会、評議員会、その他の会議を随時開催する。